

# 『FUSHIMITTO』リニューアルに伴う 『フィットネス継続プラン』のご案内

平素より FUSHIMITTO をご愛顧頂き誠にありがとうございます。  
先般、お知らせした通り FUSHIMITTO は、会員の皆様の満足度さらに高めるため、大規模リニューアルを実施し、「力の湯フィットネスクラブ スパーゴ伏見」に名称を変更し、令和5年4月より新たにスタートします。

リニューアル期間におかれましても、引き続き会員の皆様にフィットネスをご継続いただけるよう、下記の通り「フィットネス継続プラン」のご案内を申し上げます。

また、リニューアル工事期間中は、会員の皆様にはたいへんご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 1)『フィットネス継続プラン』の実施期間について

**令和5年1月5日(木)～3月31日(金)**

## 2)利用提携施設

### 京都テルサフィットネスクラブ

※ジム・プール・スタジオその他会員専用エリアすべてご利用いただけます。

※スタジオ・プールレッスンのご予約は、令和5年1月12日(木)～となります。

## 3)利用料金について

### 施設ご利用チケット ¥5,500(税込)/5枚綴り

※期間中は提携施設にて何度でもご購入いただけます。

## 4)申込方法について

現在、FUSHIMITTO会員で、「フィットネス継続プラン」をご希望の会員様は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、京都テルサフィットネスクラブへご持参の上、お申し込みください。(※入会登録料および事務手数料は不要です。)

・申し込み開始日 令和4年12月15日(木)～

・申し込み場所 京都テルサフィットネスクラブ

(平日/10:00～22:00 土日祝/10:00～17:00 水曜/休館日)

・ご持参いただくもの

FUSHIMITTO会員証

フィットネス継続プラン申込書

本人確認ができるもの(免許証、健康保険証、マイナカード等)

ご利用チケット購入代金(5枚綴り¥5,500)

6)お問い合わせについて

→フィットネス継続プランに関するお問い合わせは下記まで。

★お問い合わせ先

令和4年12月15日(木)～令和5年2月28日まで

(但し令和4年12月28日～令和5年1月4日除く)

京都テルサフィットネスクラブ内「FUSHITTO 会員継続プラン問い合わせ係」

電話番号075-692-3464

平日／ 10:00～21:00(水曜日除く)

土・日・祝／ 10:00～17:00

★申込用紙配布先

FUSHIMITTO 令和4年12月15日～27日まで

京都府京都市伏見区竹田青池町135

TEL:075-606-1170

**フィットネス継続プラン申込書 (FUSHIMITTO会員用)**

京都テルサフィットネスクラブ御中

京都テルサフィットネスクラブの会則及び細則を承認し、下記疾病や症状がないことを確認のうえ、入会申込を致します。

記

- 重度の心臓疾患 ○脳血管疾患 ○てんかん ○重度の皮膚病 ○伝染性眼疾患 ○精神神経疾患  
 ○重度の筋・骨・関節疾患 ○その他伝染性疾患  
 ○その他の疾病等により、認知機能や判断能力の低下及び身体能力が欠如、不十分で施設を一人で利用できない

会員の種別		フィットネス継続プラン		
フリガナ		性別	生 年 月 日	
氏 名		男・女	年	月 日
住 所	〒	—	電話番号	(自宅)
				(携帯)
緊急連絡先	フリガナ		続柄	
	氏 名			
住 所	〒	—	電話番号	(自宅)
				(携帯)

申込時、フィットネス継続プラン利用規約を確認致しました。

年 月 日 署名

クラブ記入欄

申込日	年 月 日	会員番号			
本人確認	免許証・健康保険証・マイナンバー・その他	記載番号			
アプリ登録用紙	必要 ・ 不要				
備考		受付担当		入力担当	

■健康状態について

①現在の健康状態についてお答えください。	良好 ・ 普通 ・ やや悪い ・ 悪い
②いままでに大きな疾病【虚血性心疾患(狭心症・心筋梗塞等)、その他の心臓疾患、脳卒中】にかかったことがある。	はい ・ いいえ
③ペースメーカーをつけている。	はい ・ いいえ
④血圧が高い(高血圧症)と言われたことがある。	はい ・ いいえ
※“はい”と答えた方は服薬の有無についてご記入ください。 あり ( ) ・ なし	
⑤いままでに上記②以外でその他の病気【ぜんそく、糖尿病、リウマチ、肝臓・腎臓の疾患】にかかったことがある。	はい ・ いいえ
※“はい”と答えた方は具体的な症状についてご記入ください。( )	
⑥いままでに発作を起こしたことや、倒れたことがある。	はい ・ いいえ
※“はい”と答えた方は具体的な症状についてご記入ください。( )	
⑦現在通院している方は、病名または病態をご記入ください。また、常備薬等を服用している方はご記入ください。	

# 京都テルサフィットネスクラブ

## 特定利用者・利用規約

### (名称)

第1条 このクラブは、「京都テルサフィットネスクラブ」(以下「本クラブ」という)と称します。

### (運営)

第2条 本クラブは、株式会社ノーザンライツ・コーポレーション(以下「会社」という)が運営にあたります。

- 2 会社が改組され、または別の法人と統合された場合においては、本クラブの運営は新法人に引き継がれるものとします。

### (所在地)

第3条 本クラブの所在地は、京都市南区新町九条下ルとします。

### (目的)

第4条 本クラブは、勤労者を含む広く府民が心身の健康維持増進を図り、相互の親睦交流を深めることを目的とします。

### (会員の登録及び要件)

第5条 本クラブは会員制であり、特定利用者となる場合は全て本クラブに登録します。

- 2 特定利用は満15歳以上であることを必要とします。
- 3 次に掲げる方については、あらかじめ特定利用者としての登録をお断りし、利用をお断りすることがあります。
  - (1) 重度の心臓疾患により医師に運動を止められている方
  - (2) 他の利用者に伝染する恐れのある疾患をお持ちの方
  - (3) 暴力団関係者、入れ墨(タトゥー含む)のある方等、他の利用者に畏怖心を抱かせ、良好なクラブ運営に支障をきたすことが見込まれる方

### (特定利用手続き)

第6条 本クラブの特定利用者は、必要に応じ、本人確認のための証明書を提示し、所定の申込書を提出しなければなりません。

- 2 特定利用者は、健康状態、スポーツ歴、病歴、食生活等のついでアンケートを併せて提出いただきます。

### (登録料及び事務手数料)

第7条 登録料及び事務手数料は、利用登録に際し、必要に応じ、お支払いいただきます。利用登録に関する費用は、手続後いかなる場合にもこれを返還いたしません。

### (施設利用料)

第8条 特定利用者は、本クラブを利用する都度、別途定める施設利用料を支払わなければなりません。

- 2 スカッシュコートを利用する場合においては、前項の施設利用料のほかに、別途細則に定める利用料を支払わなければなりません。

### (休業日)

第9条 本クラブは、毎週水曜日及び年末年始(12月28日から翌1月4日まで)を定休日とします。

- 2 施設設備の点検等により臨時に休業する場合は、その旨を事前に施設内に掲示いたします。

### (スクール会員資格の譲渡の禁止)

第10条 本クラブの特定利用資格は第三者に譲渡できません。

### (利用資格の一時停止、除名及びみなし会員)

第11条 特定利用者が次の一に該当すると認められた場合は、本クラブは利用資格を一時停止し、又は除名することがあります。

- (1) 納期限までに必要な利用料その他の支払いをしなかったとき
- (2) 本規約に違反したとき
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為を行ったとき
- (4) 本クラブの職員の指示に従わないとき
- (5) 本クラブの名誉及び信用を傷つけ、または秩序をみだしたとき
- (6) 判断能力・身体能力の欠如・不十分、疾病、認知機能の低下などにより施設を一人で利用できないと本クラブが判断したとき
- (7) その他会員として品位を損なうと認める行為があったとき

### (利用証)

第12条 会社は、特定利用者に対し利用証を交付します。個人会員が本クラブを利用される際は、フロントで会員証を提示いただきます。

- 2 法人会員の構成員が本クラブを利用する際には、所属証明(身分証、保険証など会員法人に所属することを証するもの)をフロントで提示しなければなりません。
- 3 特定利用資格の喪失時には会員証は効力を失い、会社に返還いただきます。

### (ビジターの利用)

第13条 会社は、会員以外の者(以下「ビジター」という。)に施設を利用させることがあります。

- 2 ビジターの利用に関する事項は、別途定めるところによります。

### (諸規則の遵守)

第14条 利用に際し、本クラブが定める会則、諸規則及び、職員の指示を守らなければなりません。

### (責任事項)

第15条 本クラブで発生した盗難、人身の事故については一切会社の責任に帰さないものとします。

### (会員の損害賠償責任)

第16条 会員は、本クラブ利用中、自己の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

### (施設の閉鎖、変更等)

第17条 会社は、次の場合、施設の全部又は一部を閉鎖し、変更し又はその利用を制限することがあります。

- (1) 地震、火災、法令の制定改革、行政指導、著しい社会情勢の変化、その他止むを得ない事由が生じた場合
- (2) 施設の改造、又は補修の場合
- (3) 経営上重大な理由がある場合

### (閉鎖時の利用資格)

第18条 本クラブ閉鎖の場合、営業再開までの期間については会費等の徴収を停止し、既に納めた会費の未経過分を返還します。

- 2 前項の場合において、登録料の返還及びその他の補償は一切行いません。

### (利用料および会費等の改定)

第19条 一般経済情勢の変動及び施設運営の都合上、必要があると認められた場合には、予め会員に周知の上、登録料、事務手数料、会費施設利用料等を変更することがあります。

### (定めのない事項)

第20条 本規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、会社が別に定める規則によるものとします。

### (改定)

第21条 本規約の改定は、会社の定めるところとし、その効力は全ての会員の及ぶものとします。

制定 平成08年05月1日

改定 平成15年12月1日

改定 平成17年04月1日

改定 令和02年03月1日

改定 令和04年10月1日